



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*60 和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則 (河川課) 2

○ 告示

1402 和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課) 2

1403 随意契約の相手方の決定 (") 5

1404 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課) 6

1405 " (") 6

1406 " (") 6

1407 生活保護法による指定介護機関の休止 (") 6

1408 生活保護法による介護機関の指定 (") 7

1409 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 7

1410 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (") 8

1411 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 8

1412 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 8

1413 " (") 9

1414 " (") 9

1415 " (") 9

1416 " (") 9

1417 " (") 10

1418 救急病院の認定 (医務課) 10

1419 " (") 10

1420 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 10

1421 大規模小売店舗立地法による白浜町から聴取した意見の概要 (") 11

1422 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課) 11

1423 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 11

1424 保安林の指定予定の通知 (") 12

1425 " (") 12

1426 保安林の指定施業要件の変更 (") 13

1427 道路の区域変更 (道路保全課) 13

○ 教育委員会告示

6 平成27年度和歌山県立高等学校生徒募集定員 13

○ 選挙管理委員会告示

*110 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 16

○ 公告

入札公告

(情報政策課)..... 16

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県河川管理規則の一部を改正する規則

和歌山県河川管理規則（昭和40年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第3条中「なすべき許可」の次に「、登録」を加える。

第4条第1項中「許可申請書等」を「許可申請等に係る申請書、届出書又は申出書及びこれらに添付すべき書類（以下「許可申請書等」という。）」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 政令第11条に規定する申請書及び省令第24条第1項に規定する申出書の副本の部数は、別表第4のとおりとする。
- (2) 省令別表第1に規定する規則で定める副本の部数は、別表第1のとおりとする。
- (3) 省令別表第1の2に規定する規則で定める副本の部数は、2部とする。
- (4) 省令別表第2に規定する規則で定める副本の部数は、別表第2のとおりとする。
- (5) 省令別表第3に規定する規則で定める副本の部数は、別表第3のとおりとする。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項第5号中「堀さく」を「堀削」に改める。

第5条第1項本文中「許可」の次に「又は登録」を加え、同項第1号中「許可」の次に「並びに法第23条の2の規定による登録」を加え、同条第2項中「許可期間満了後引き続き許可」を「許可又は登録の期間満了後引き続き許可又は登録」に、「許可申請書」を「許可申請書等」に改め、同条第3項中「許可申請書」を「許可申請書等」に、「前許可書（写し又は許可内容を記載した調書）」を「前許可書又は前登録書の写し又は許可若しくは登録の内容を記載した調書」に改める。

第6条の見出し中「許可」を「許可書、登録書」に改め、同条中「許可又は」を「許可、登録又は」に、「許可書」を「許可書、登録書」に改める。

第7条中「許可」を「許可、登録」に改める。

第8条第1項中「による許可」を「による許可、登録」に、「又は承認に付された条件若しくは許可又は」を「、登録若しくは承認に付された条件又は許可、登録若しくは」に、「、許可」を「、許可、登録」に改め、同条第2項中「許可」の次に「、登録」を加える。

第10条中「により許可」を「により許可、登録」に、「者は、当該許可」を「者は、当該許可、登録」に、「、許可」を「、許可、登録」に、「許可又は承認書」を「許可書、登録書又は承認書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1402号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年11月14日

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員(代表者を含む。以下同じ。)のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 全省庁統一資格において、平成26年度に「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいてAの等級に格付けされている者のうち、「物品の製造」及び「物品の販売」にあっては一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類又は精密機器類のいずれかを有する者であり、「役務の提供等」にあっては情報処理、ソフトウェア開発又は賃貸借のいずれかを有する者又はこれらと同等の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(4) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門(情報通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ)

(オ) ITサービスマネージャ

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(5) ISMS(JIS Q 27001:2006(ISO/IEC 27001:2005)又はJIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(6) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の(3)に掲げる資格等を有することを証明する書類の写し

セ 2の(4)に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の(5)に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)1システム分析・開発」、「(大分類)6情報処理(小分類)2システム運用・保守」及び「(大分類)6情報処理(小分類)5ハードウェア保守」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで及びタに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年11月14日（金）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年11月21日（金）午前9時から同月28日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年11月25日（火）から12月1日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあっては平成26年12月1日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年12月10日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年12月15日（月）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年12月19日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1403号

第二期統合利用・セキュリティ基盤機器賃貸借について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

第二期統合利用・セキュリティ基盤機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年9月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

グループNTT

（代表者）西日本電信電話株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市一番丁5番地

（構成員）NTTファイナンス株式会社関西支店

大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号

5 随意契約に係る契約金額

59,643,216円（うち消費税及び地方消費税の額4,418,016円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定

により随意契約する。

和歌山県告示第1404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	居宅介護支援	平成 24. 1. 31

和歌山県告示第1405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人有田市社会福祉協議会	有田市宮原町東215 有田市福祉館なごみ	有田市社会福祉協議会	有田市宮原町東215 有田市福祉館なごみ	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 7. 31

和歌山県告示第1406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	ひだか博愛園みちしおホームヘルプサービス	日高郡日高町阿尾646	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 8. 31

和歌山県告示第1407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止年月日
株式会社シーモ	御坊市島695番地3	ケアフルズ	御坊市島695番地3	居宅介護支援	平成 26. 5. 31

和歌山県告示第1408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
株式会社吉本	西牟婁郡白浜町庄川16番地の7	デイサービスセンター内の川	西牟婁郡白浜町保呂252	通所介護・介護予防通所介護	平成 26. 10. 1

和歌山県告示第1409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止年月日
3072201266	和歌山高齢者生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部田辺第3事業所	田辺市片町80-1 中央ビル2階	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 1. 31
3072201183	伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社	伊藤忠エネクスホームライフ関西株式会社田辺支店	田辺市下三栖1475-137	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 26. 5. 31
3072000320	有限会社紀の国ホームヘルプサービス	有限会社紀の国ホームヘルプサービス	御坊市菌825番地17	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 8. 1
3071600658	有限会社エムサービス	有限会社エムサービス	有田郡湯浅町湯浅2166-5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 26. 8. 10

30721005 18	社会福祉法人博愛会	ひだか博愛園みちしおホームヘルプサービス	日高郡日高町阿尾646	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 8. 31
30716012 01	社会福祉法人耕寿会	ケアプランセンター平安のまち	有田郡湯浅町青木826-1	居宅介護支援	平成 26. 9. 30
30722012 90	株式会社につこり	訪問介護につこり	田辺市上秋津2100-12	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 10. 2
30722010 43	株式会社P&Aプロモーション	ヘルパーステーションファースト	田辺市上屋敷3丁目1番29号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 10. 24

和歌山県告示第1410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30720006 01	有限会社ヒューマンケアキタデ	ナーシングデイキタデSmile	御坊市湯川町財部728-4	通所介護	平成 26. 11. 1	平成 32. 10. 31

和歌山県告示第1411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30714011 64	株式会社流星群	訪問介護ステーション星に願いを	海南市野上中36-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 26. 11. 1	平成 32. 10. 31
30617900 55	株式会社Link	訪問看護ステーションりんく	紀の川市打田1096-1108号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 26. 11. 1	平成 32. 10. 31
30716012 76	株式会社TiR	健幸の里	有田郡有田川町大字水尻127番地7	通所介護・介護予防通所介護	平成 26. 11. 1	平成 32. 10. 31
30718005 14	株式会社さくらの丘	デイサービスセンターひばり	岩出市岡田695-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 26. 11. 1	平成 32. 10. 31

和歌山県告示第1412号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
プラム調剤薬局	和歌山市吹上二丁目12番6号	北村泰亨	平成 26.11.1

和歌山県告示第1413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
マリーン薬局小雑賀店	和歌山市小雑賀158-4	岡本順次	平成 26.11.1

和歌山県告示第1414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
コスモファーマ薬局三木町店	和歌山市南休賀町8番地	井垣尚宏	平成 26.11.1

和歌山県告示第1415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
日本調剤紀美野薬局	海草郡紀美野町小畑字馬場西96-1	山内昭宏	平成 26.11.1

和歌山県告示第1416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
切目屋調剤薬局神島台支店	田辺市神島台3番8号	福田雄次郎	平成 26.11.1

和歌山県告示第1417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
日本調剤紀美野薬局	海草郡紀美野町小畑字馬場西96-1	—	山内昭宏	平成 26.11.1

和歌山県告示第1418号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人須佐病院
- 2 所在地 和歌山市吹屋町4丁目30
- 3 有効期限 平成29年11月9日

和歌山県告示第1419号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 くしもと町立病院
- 2 所在地 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7
- 3 有効期限 平成29年11月1日

和歌山県告示第1420号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グルメシティ田辺ショッピングセンター
和歌山県田辺市宝来町24-26
- 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第792号

3 意見の概要

無し

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年11月14日から同年12月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により白浜町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白浜ショッピングセンター

和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第793号

3 意見の概要

無し

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

白浜町観光課（西牟婁郡白浜町1600番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年11月14日から同年12月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1422号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成26年11月6日に認可した。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第2号	田辺市中辺路町温川字西高774外14筆

和歌山県告示第1423号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字神谷字重山465の8、465の11、465の12
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1424号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町小西字三口原98の9(次の図に示す部分に限る。)、字榎原467の13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1425号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町赤木字赤木谷1168、字小畑1197から1200まで、1203、1204、1216、1217、1221、1222、1250、1255
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1426号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 あげぼの広角線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市新宮字広角2408番2地先から同市新宮字大峪2310番1地先まで	旧	28.57 } 102.90	126.58	
同上	新	22.06 } 61.92	126.58	

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

平成27年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成26年11月14日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成 27 年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第 1 (第 1 項関係)
〔全日制の課程〕

学 校 名	学 科 名 (コース名等)	学 級 数	定 員
橋 本	普通科	4	160
	※1 普通科 (県立中)	2	80
紀 北 工 業	機械科	2	80
	電気科	1	40
紀 北 農 芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠 田	普通科	3	120
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉 河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那 賀	普通科	7	280
	国際科	1	40
貴 志 川	普通科	5	200
	人間科学科	1	40
和 歌 山 北	普通科 (北校舎)	8	320
	普通科 (西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	2	80
和 歌 山	総合学科	5	200
向 陽	普通科	6	240
	※1 環境科学科	2	80
桐 蔭	普通科	3	120
	※1 普通科 (県立中)	2	80
和 歌 山 東	数理科学科	2	80
	普通科	6	240
星 林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和歌山商業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	8	320

別表第 2 (第 2 項関係)
〔定時制の課程〕

学 校 名	学 科 名	学 級 数	定 員	
伊 都 中 央	普通科	※3 昼間	2	70
		夜間	1	30
粉 河	普通科	夜間	1	40
きのくに青雲	普通科	※3 昼間	2	70
		夜間	1	30
		情報会計科	1	30
和歌山工業	機械電気科	夜間	1	40
	建築科	夜間	1	40
海 南	普通科	夜間	1	40
耐 久	普通科	夜間	1	40
日 高	普通科	夜間	1	40
※3 南 紀	普通科	※3 昼間	1	35
		夜間	1	30
新 宮	普通科	夜間	1	40
合 計		16	575	

※3 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第 3 (第 3 項関係)
〔通信制の課程〕

学 校 名	学 科 名	定 員
伊 都 中 央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南 紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち2クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第110号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年11月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第2項の表中

「 医療法人黎明会 北出病院	御坊市湯川町財部728番地の4	を
「 社会医療法人黎明会 北出病院	御坊市湯川町財部728番地の4	に、
「 社会保険紀南病院	田辺市新庄町46番地70	を
「 紀南病院	田辺市新庄町46番地70	に、
「 和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院 高野町立 高野山病院	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地 伊都郡高野町高野山631番地	を
「 和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地	に、
「 社会福祉法人紀友会特別養護 老人ホーム 日好荘那智園	東牟婁郡那智勝浦町浜の宮850番地の1	を
「 社会福祉法人紀友会特別養護 老人ホーム 日好荘那智園 社会福祉法人紀友会地域密着 型特別養護老人ホーム 日好荘スマイル	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮850番地の1 東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮850番地の1	に改める。

公 告

入札公告

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び貸貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年11月14日

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借

(3) 業務の内容

和歌山県立情報交流センターの情報通信基盤である情報システムの構築及び必要な機器等の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成26年和歌山県告示第1402号で定めた和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

(2) 期間

平成26年11月14日（金）から同年12月24日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成26年11月21日（金）午前9時から同月28日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成26年12月25日（木）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年12月25日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- 11 契約書の要否
要
- 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 13 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Construction of information system and lease of equipment in the Wakayama Prefectural Information Exchange Center ; 1 Complete System
- (2) Date and time for tender :
2:00 p.m. 25 December 2014 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 25 December 2014)
- (3) Contact point for the notice :
Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2401
FAX 073-428-1136
e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp